株式会社 廣済堂
証券コード:7868

KOSAIDO

第53回 定時株主総会招集ご通知

日時 平成29年6月29日（木曜日）

場所 東京都港区芝四丁目6番12号
株式会社廣済堂　本社　会議室

コミュニケーションの進化の先へ

印刷・ITを融合したワンストップサービスで、
「情報ソリューションプロバイダー信頼度No.1」
を目指します。

企業理念

当社の社名である「廣済」は「広く済（すく）う」という意味で、「広く社会に貢献したい」という創業者の熱い想いが込められています。
私たちは、社会の明るい未来に向けて、一人ひとりが高い志を持ち、心をひとつにし、新しい価値創造に努め、お客様から信頼され、選ばれる企業グループを目指します。

ご挨拶

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに第53回（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当社は昭和24年に印刷事業で創業以来、社名にある「廣済」（広く社会に貢献する）を経営理念として、社会の発展と人々の豊かな暮らし創りの担い手として、印刷、人材、出版、葬祭など多岐にわたる事業を通して、信頼される企業グループを目指してまいりました。

現在、廣済堂グループでは収益力の向上及び財務体質の改善を目指し、総力をあげて第３次中期経営計画「KOSAIDO Re-Innovation」に取り組んでおります。コア事業の競争力強化及び再構築、事業ポートフォリオの見直し、業態・組織の変革ならびに経営管理体制強化を図り、着実な利益の確保を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

平成29年6月



代表取締役社長
浅野　健

証券コード 7868
平成29年6月13日

株 主 各 位

東京都港区芝四丁目6番12号
株式会社 廣 済 堂
代 表 取 締 役 社 長
浅 野 健

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。　敬 具

記

1. 日　　時　平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都港区芝四丁目6番12号　株式会社廣済堂　本社　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第53期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

以 上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
〇代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、委任状等の代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.kosaido.co.jp）に掲載させていただきます。

・株主総会当日のお土産はお配りしておりません。
・定時株主総会終了後お届けしておりました「報告書」及び「定時株主総会決議ご通知」は今年度より発送を取りやめさせていただきます。なお、「報告書」は本招集ご通知と統合し、「定時株主総会決議ご通知」は当社ホームページに掲載いたします。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
・株主優待は、本招集ご通知に同封しておりますので、ご確認ください。

提供書面

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 廣済堂グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、中国経済の減速や円高の進行もあり、景気の足踏み状態が続きましたが、米国大統領選挙後は円安基調への転換もあり、一部に持ち直しの動きが見られました。

当社の基幹事業が属する印刷業界では、電子化による紙媒体の需要低下や競争激化に伴う受注価格の下落が続くなど厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと当社は印刷事業において独自の印刷商材による得意先の開拓と深耕を図るなど積極的な営業活動を展開するとともに、事業活動全般にわたる効率化及び合理化を推進し、業績の向上に努めてまいりました。

その結果、葬祭セグメントでは増収となりましたが、印刷事業及び人材事業を含む情報セグメント及びその他セグメントは減収となり、当社グループ全体では減収となりました。

営業利益及び経常利益につきましては、事業活動における効率化及び合理化の推進により増益となりましたが、特別損失の発生により親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。

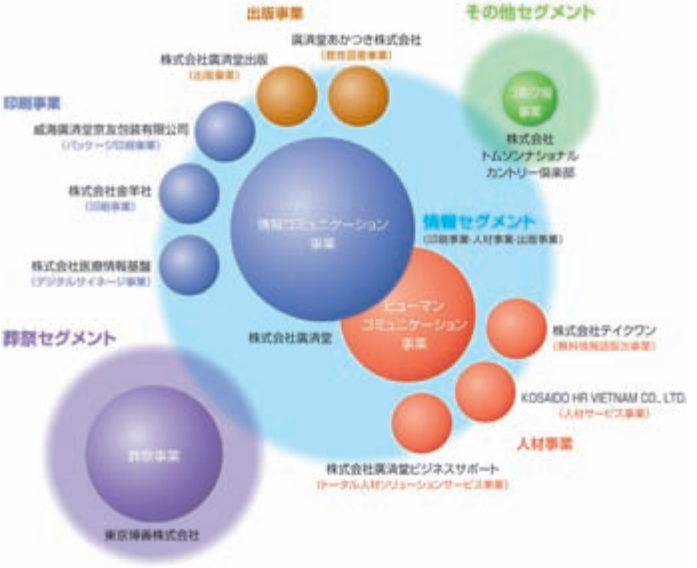
以上の結果、当期における連結売上高は34,892百万円（前期比1.6%減）、連結営業利益は2,561百万円（前期比15.7%増）、連結経常利益は2,066百万円（前期比9.7%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は471百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益309百万円）となりました。

また、株主の皆さまへの配当につきましては、当期純損失の計上により、誠に遺憾ではございますが、当期の配当を見送らせていただきます。

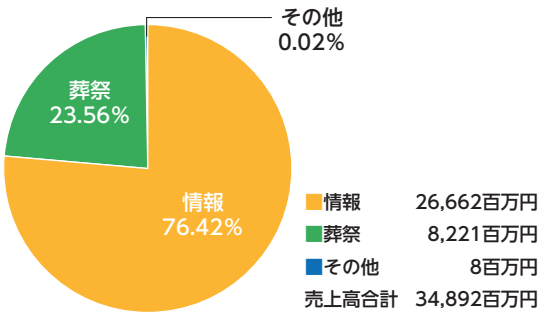
株主の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけしており、深くお詫び申しあげます。今後は業績の回復により、早期の復配を目指してまいります。

セグメントの概要

廣済堂グループは、3つの事業セグメントから構成されています。
それぞれの分野で独自の技術・ノウハウを生かした事業を展開しています。



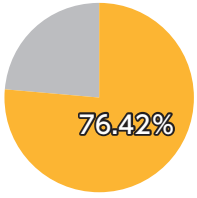
セグメント別連結売上高及び構成比



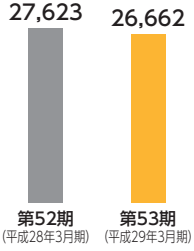
セグメントの業績

■ 情報セグメント

◎売上高構成比



◎売上高 (単位：百万円)



印刷事業につきましては、商業印刷事業、知財情報事業及び新規事業のフレキソ印刷部門が売上を伸ばしたものの、出版印刷事業の売上は厳しい状況で推移しました。その結果、印刷関連事業の売上は前期を下回りました。

〈フレキソ印刷機〉



人材事業につきましては、政府の働き方改革の影響もあり人材派遣事業で売上を伸ばしましたが、求人広告事業の売上減少により売上は前期を下回りました。その結果、人材関連事業の売上は前期を下回りました。

LEDエスコ事業につきましては、契約期間満了により終了した大口顧客案件の不足分を補うことができず、売上は前期を下回りました。

〈 主要なLED管球 〉



〈 LED導入例 〉

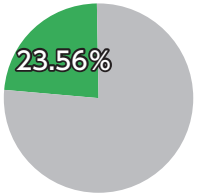


出版事業につきましては、縮小傾向にある出版市場の影響を受け、一般図書部門の売上は前期を下回りました。また、教育図書部門では一部教材は好調なものの競争力強化のための値下げにより、売上は前期を下回りました。

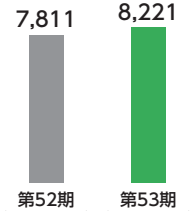
以上の結果、情報セグメント全体の売上高は26,662百万円（前期比3.5%減）となりました。

■ 葬祭セグメント

◎売上高構成比



◎売上高 (単位：百万円)



四ツ木斎場の全面リニューアルが完了し、平成28年12月1日に1年10ヶ月ぶりに営業を再開したことに加えて、四ツ木斎場休業中に他の５斎場で積極的な受け入れを行なったことで売上の減少が最小限に抑えられたため、売上高は前期を上回りました。

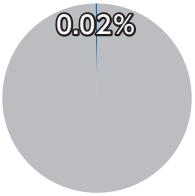
以上の結果、葬祭セグメントの売上高は8,221百万円（前期比5.3%増）となりました。



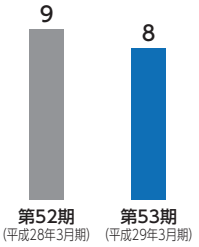
〈全面リニューアルした四ツ木斎場〉

■ その他セグメント

◎売上高構成比



◎売上高（単位：百万円）



その他セグメントに属するトムソンナショナルカントリー倶楽部の売上高は前期を下回り、8百万円（前期比14％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、子会社である東京博善株式会社の四ツ木斎場等で119億円であります。

③ 資金調達の状況

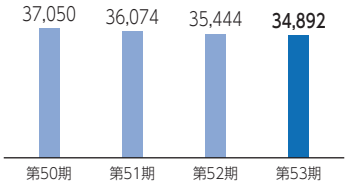
子会社である東京博善株式会社の設備投資を目的とした30億円の資金調達等を実施した結果、当連結会計年度の当社グループの借入金及び社債は、前期末より24億円増加し278億円となっております。

また、今後の資金需要に対し、安定かつ効率的な調達を行うため、平成28年12月に主要取引金融機関と総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

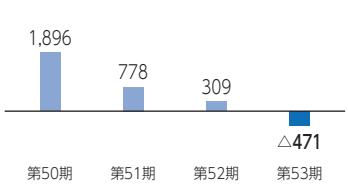
(2) 直前3事業年度の損益及び財産の状況

当社グループの損益及び財産の状況の推移

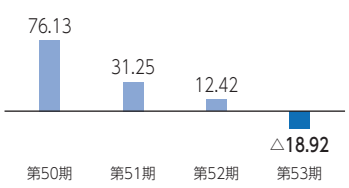
売上高 (単位:百万円)



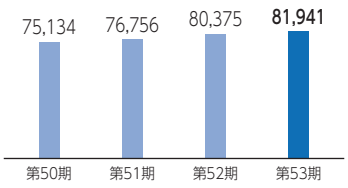
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (単位:百万円)



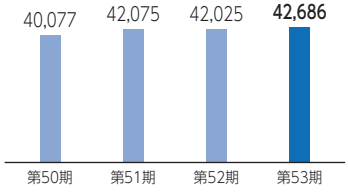
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (単位:円)



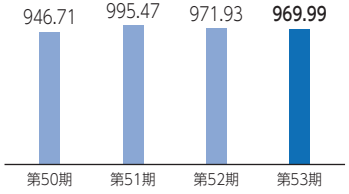
総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



1株当たり純資産額 (単位:円)



区　分		第50期 平成26年3月期	第51期 平成27年3月期	第52期 平成28年3月期	第53期 (当連結会計年度) 平成29年3月期
売上高	(百万円)	37,050	36,074	35,444	**34,892**
営業利益	(百万円)	3,986	2,583	2,214	**2,561**
経常利益	(百万円)	3,303	2,192	1,884	**2,066**
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	1,896	778	309	**△471**
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	76.13	31.25	12.42	**△18.92**
総資産	(百万円)	75,134	76,756	80,375	**81,941**
純資産	(百万円)	40,077	42,075	42,025	**42,686**

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
東京博善株式会社	4,050	60.9	葬祭事業
廣済堂あかつき株式会社	100	100.0	出版事業
株式会社廣済堂出版	10	100.0	出版事業

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は緩やかな景気回復が持続し、雇用や所得の改善が続き個人消費が持直していくことが期待される一方、海外につきましては政治・経済の不確実性が懸念されるなど、景気の先行きは予断を許しません。

当社グループの基幹事業である印刷業界においては、競争激化による受注単価の下落などが見込まれ、引き続き厳しい状況が予想されます。

このような中、当社は主に以下の３つを対処すべき課題と考えております。

・コア事業の印刷事業及び人材事業の再構築による業績改善
・業績不振の子会社の経営改善
・株主の皆さまへの復配実施

こうした課題認識のもと、当社グループは、2020年（平成32年）3月期を目標年度とする第3次中期経営計画　「KOSAIDO　Re－Innovation」を2017年（平成29年）5月15日に公表いたしました。なお、本計画策定にあたり当社の目指すものを「ビジョン・ミッションステートメント」として策定しました。

「KOSAIDO　Re－Innovation」

当社の目指す姿

私たちは、社会の明るい未来に向けて、一人ひとりが高い志を持ち、心をひとつにし、新しい価値創造に努め、お客様から信頼され、選ばれる企業グループを目指します。

この目指す姿の実現及び課題への対処に向け、当社が定めた第3次中期経営計画の基本方針と重点戦略は以下のとおりです。

基本方針

コア事業の競争力強化及び再構築、事業ポートフォリオの見直し、業態・組織変革の実施、経営管理体制の強化を図り、着実な利益の確保を目指してまいります。

重点戦略

①事業ポートフォリオの見直し

事業ポートフォリオを「印刷・IT」、「人材」、「ライフスタイル」及び「その他」の４つの事業領域に整理し、選択と集中による積極投資を行ってまいります。

②コア事業の競争力強化及び再構築

・コア事業である印刷事業、人材事業の事業再構築により収益力向上を図ってまいります。
・顧客資源を最大限活用し、グループシナジーを追及してまいります。

③業態・組織改革

業態・組織変革推進による中長期視点での収益基盤の強化を図り、2017年度より都内の拠点集約や財務リストラクチャリング等の具体的施策を順次実行してまいります。

④経営管理体制の強化

重点戦略推進のため経営管理体制を以下のとおり強化してまいります。

・投資判断基準の再整備と厳格な運用による費用対効果への意識向上、意思決定プロセスの迅速化及び子会社のガバナンス強化など、経営管理制度を整備してまいります。
・人事制度の見直し及び改善を図ってまいります。
・印刷・IT事業領域の基盤情報システムを統合及び刷新し、利益管理体制の強化及び業務効率化を図ってまいります。

廣済堂グループは、1949年（昭和24年）に印刷会社として創業以来、社名にある「廣済」（広く社会に貢献する）を経営理念として、印刷、IT、人材、出版、葬祭などの各事業を通じ、社会の発展と人々の豊かな暮らし創りの担い手として、信頼される企業グループを目指しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別セグメントは以下のとおりであります。

区　分	事業内容	会　社
情報	印刷物及びIT系商材の製造販売 求人広告及び人材紹介等 出版物の出版・販売	㈱廣済堂 廣済堂あかつき㈱ ㈱廣済堂出版 威海廣済堂京友包装有限公司 ㈱医療情報基盤 ㈱テイクワン ㈱廣済堂ビジネスサポート KOSAIDO HR VIETNAM COMPANY LIMITED
葬祭	火葬事業及び斎場経営	東京博善㈱
その他	ゴルフ場等の資産管理等	㈱トムソンナショナルカントリー倶楽部

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年3月31日現在)

当社

■本社・情報コミュニケーション事業部	東京都港区芝4-6-12
さいたま工場	埼玉県さいたま市桜区町谷1-4-1
■知財情報事業部	東京都港区芝3-4-12
■新聞印刷事業部木場工場	東京都江東区木場2-14-8
有明工場	東京都江東区有明1-1-7
■フレキソ印刷事業部	東京都港区芝4-6-12
■情報コミュニケーションメディア事業部	大阪府豊中市蛍池西町2-2-1
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F
製版センター	大阪府大阪市福島区海老江3-22-61
中四国営業部	岡山県岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4F
■HRソリューション事業部	東京都中央区銀座3-7-6 廣済堂ビル
仙台営業所	宮城県仙台市若林区舟丁18-2
新潟営業所	新潟県新潟市中央区南笹口1-1-54 日生南笹口ビル6F
富山営業所	富山県富山市千歳町2-13-2
金沢営業所	石川県金沢市西念1-1-3 ｺﾝﾌｨﾃﾞﾝｽ金沢3F
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F
■ライフコミュニケーション事業部	東京都中央区銀座3-7-6 廣済堂ビル



■ 本社
● 事業本部
▲ 営業所
○ 工場

廣済堂あかつき㈱	東京都練馬区貫井4-1-11
㈱廣済堂出版	東京都中央区銀座3-7-6 廣済堂ビル
㈱テイクワン	宮城県仙台市若林区舟丁18-2
㈱廣済堂ビジネスサポート	東京都中央区銀座3-7-6 廣済堂ビル
㈱医療情報基盤	東京都港区芝3-4-12 芝園ビル2F
威海廣済堂京友包装有限公司	中華人民共和国山東省威海市石島開発区
㈱トムソンナショナルカントリー倶楽部	栃木県栃木市西方町本城字城山1451
KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.	1604 16th Floor Havana Tower, 132 Ham Nghi Street, Ben Thanh Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

東京博善㈱

■本社	東京都千代田区内神田2-5-6 亀田ビル
四ツ木斎場	東京都葛飾区白鳥2-9-1
堀ノ内斎場	東京都杉並区梅里1-2-27
町屋斎場	東京都荒川区町屋1-23-4
代々幡斎場	東京都渋谷区西原2-42-1
桐ヶ谷斎場	東京都品川区西五反田5-32-20
落合斎場	東京都新宿区上落合3-34-12

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,406名	61名（減）

(注) 使用人は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,002名	21名（減）	43.3歳	15.3年

(注) 使用人は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	10,643
株式会社みずほ銀行	3,942
株式会社八千代銀行	3,391
株式会社りそな銀行	3,110
株式会社横浜銀行	2,025
株式会社静岡中央銀行	1,625
三井住友信託銀行株式会社	1,475
株式会社武蔵野銀行	980
株式会社三菱東京UFJ銀行	695
合　計	27,887

(注) 上記借入額には社債を含んでおります。

2 会社の現況

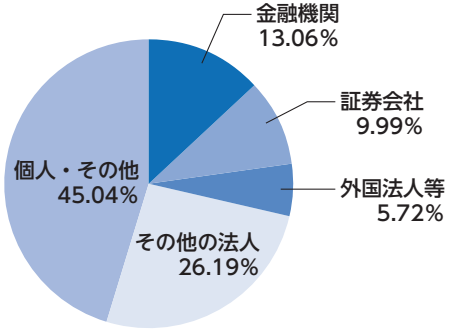
(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

① 発行可能株式総数　95,130,000株
② 発行済株式の総数　24,922,600株
③ 株主数　14,458名
④ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
櫻井　美江	2,413	9.69
エイチ・エス証券株式会社	1,840	7.39
廣済堂取引先持株会	1,399	5.62
澤田ホールディングス株式会社	989	3.97
廣済堂社員持株会	765	3.07
株式会社ヤクルト本社	746	2.99
凸版印刷株式会社	626	2.51
株式会社学研ホールディングス	584	2.34
株式会社静岡中央銀行	510	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	475	1.91

(注) 持株比率は自己株式（8,706株）を控除して計算しております。

⑤ 所有者別株式数



(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅　野　　健	㈱金羊社代表取締役会長、東京博善㈱取締役、(一社) 日本印刷産業連合会副会長、印刷工業会副会長
取締役	枝　本　　明	管理本部（人事総務、広報IR、情報システム）及びライフコミュニケーション事業部担当、人材事業関係会社管掌
取締役	芦　田　正　明	印刷関連事業統括兼フレキソ印刷事業部長 出版関係会社管掌
取締役	坂　本　純　一	情報コミュニケーション事業部長
取締役	土　井　常　由	経営企画部長、経理財務担当、その他関係会社管掌、㈱廣済堂出版取締役、廣済堂あかつき㈱代表取締役、㈱金羊社社外取締役
取締役	藤　田　弘　道	凸版印刷㈱名誉顧問
取締役	西　田　　博	
常勤監査役	中　井　　章	廣済堂あかつき㈱監査役、㈱廣済堂ビジネスサポート監査役、㈱テイクワン監査役
監査役	中　辻　一　夫	
監査役	円　谷　智　彦	㈱Sjhホールディング社外監査役

(注) 1. 取締役藤田弘道氏、取締役西田博氏は、非常勤の社外取締役であります。
2. 中辻一夫氏、円谷智彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中井章氏、中辻一夫氏及び円谷智彦氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役中井章氏は、当社の経理部に長年にわたり在籍し、経理業務等に精通しております。
・監査役中辻一夫氏は、株式会社バンダイに長年にわたり在籍し、同社取締役として経営に参画し、決算手続ならびに財務諸表等に精通しております。
・監査役円谷智彦氏は、会計検査院に長年にわたり在籍し、会計監査等に精通しております。
4. 当社は、社外監査役円谷智彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 各社外役員は、当社との間で会社法第427条第1項、定款第23条及び第34条に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

○事業年度中に退任した取締役

氏　名	退任日	退任理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
長代　厚生	平成28年6月29日	任期満了	代表取締役社長
小松理一郎	平成28年6月29日	任期満了	取締役 経理財務担当
岡　　均	平成28年6月29日	任期満了	取締役
井並　敏光	平成28年6月29日	任期満了	取締役　経営企画担当

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)	対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	
取締役(社外取締役を除く)	71	71	9
社外取締役	8	8	2
監査役(社外監査役を除く)	8	8	1
社外監査役	9	9	2

(注) 当社は平成26年6月27日開催の当社第50回定時株主総会において役員退職慰労金支給制度を廃止し、第50回定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記のほか、当期中に退任した取締役4名に対し総額180百万円の退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役藤田弘道氏は凸版印刷株式会社名誉顧問を兼務しております。なお、当社は凸版印刷株式会社との間に同業として多方面にわたる取引関係があります。

・監査役円谷智彦氏は株式会社Sjhホールディングの社外監査役を兼務しております。なお、当社は株式会社Sjhホールディングとの間に取引関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

・取締役藤田弘道氏は、非常勤の社外取締役として取締役会16回のうち14回に出席し、業界トップ企業の経営者としての経験・見識に基づいた有益な助言・提言を行っております。

・取締役西田博氏は、非常勤の社外取締役として就任後の取締役会12回のうち12回すべてに出席し、法務省で培った経験・見識から営業部門への支援、有益な助言・提言を行っております。

・監査役中辻一夫氏は、監査役会6回のうち5回、取締役会16回のうち15回に出席し、深い経理知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
・監査役円谷智彦氏は、監査役会6回のうち6回すべてと取締役会16回のうち15回に出席し、会計検査院での長年の経験と知識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　興亜監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人である興亜監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、監査法人の過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適正であるかについて検討した結果、適正であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社ならびに会社及びその子会社から成る企業集団（以下「当企業集団」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役会を定期的に開催する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。

ロ コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。

ハ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。

ニ 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。

ホ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

ヘ 財務報告に係る内部統制については、会社法及び金融商品取引法、ならびに東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。

ト 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

チ 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務活動について、法令、定款への適合の観点から監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

ロ 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責

任の所在を明確にし、徹底した管理を行う。
ハ 情報セキュリティに係る対策については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
ニ 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。
ホ 子会社に対して、一定の重要事項については、子会社の取締役会で決定する前に、当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。
ヘ 当社は、当企業集団の子会社の社長などをメンバーとした連絡会を定期的に開催し、そこで経営活動等に関する報告を受けるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
ロ 全社的なリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。
ハ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
ニ 子会社のリスク管理については、子会社からの報告を適宜受けると共に、当社の監査役及び内部監査室が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

④ 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

イ 取締役会は、会議を開催して、中長期的な観点から経営計画を策定し、毎期の業績目標を設定する。適宜、目標に対する分析を行い、必要に応じて目標の修正を行う。
ロ 代表取締役・業務執行取締役は、その職務の執行の効率性を月度で開催する取締役会で報告し、そのレビューの結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
ハ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務執行組織を運営する。
ニ 当社の内部監査室は、当社及び当企業集団の内部統制の有効性について監査を行う。
ホ IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。
ヘ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当企業集団内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。
ト 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社は、当社の「関係会社管理規程」に前記①、②、③及び④における子会社に関する事項を定めると共に、これに基づいて、当社の事務局部署を設けるなど、当企業集団全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。

ロ 第①項第二号の社内通報制度については、当企業集団全体を対象とする。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

イ 補助使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき常傭の使用人は設けないが、必要の都度、監査役の業務を補助するための人員を配置することとする。人員の選任に当たっては、使用人の独立性の観点から、担当取締役と監査役が意見交換を行うこととする。

ロ 当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項

(イ) 取締役は取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行う。

(ロ) 取締役及び使用人は、当社及び当企業集団に著しい影響を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。

ハ 子会社の取締役、監査役その他の役職員が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。

ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

ホ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役が、その職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

へ その他監査の実効性確保に関する事項

（イ）監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。

（ロ）取締役は、監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限の円滑な行使のため、監査役と当企業集団の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適時・適切に行えるよう協力する。

（ハ）監査役会は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

当社の運用状況の概要

1．内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。監査役及び内部監査室による内部統制システムの整備・運用状況の評価結果における重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

2．取締役・使用人の職務執行

複数選任された社外取締役が、定期的に開催される取締役会へ参加して発言するなど、監督機能の強化を行っております。なお、取締役会の開催回数は16回であります。

取締役の職務執行の効率性を確保するため、各取締役の業務分掌を取締役会で定め、業務執行部門の責任者の任命を行うとともに、業務分掌規程や稟議決裁規程等で職務権限の明確化を図っております。

3．コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス規程、役員服務規程等の遵守すべき規程を社内のイントラネットで常時閲覧できる環境としており、さらに定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また内部通報制度につきましては、社内のみならず、外部の弁護士を通報窓口として当社及び子会社に設置しております。

反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特別暴力対策連合会及び北摂ブロック企業防衛対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っております。

情報の管理につきましては文書管理規程及び情報セキュリティ規程を定め、文書管理規程は主管部署として人事総務部が、情報セキュリティ規程は同規程に基づき設置された情報セキュリテイ委員会が、それぞれ職務執行に係る情報の管理を行っております。

4．リスク管理

事業継続計画書を定める他、リスクの防止及び会社の損失の最小化を目的としたリスク管理委員会規程を定めて、リスク管理の推進及び統括のためリスク管理委員会を設置しております。

5．子会社経営管理

関係会社管理規程を定め、経営企画部が主管部署として子会社の経営の管理を行なっており、事前に協議が必要な重要事項については事前に報告を受け、当社の経営会議の決議を得る体制としております。また、同規程に基づき、子会社の機関設計、業務執行体制及び意思決定について、効率的な業務執行が行われるよう監督しております。

6．監査役の監査環境

監査役は経営会議・取締役会に出席し、取締役より業務の報告を受けております。なお、経営会議への出席回数は15回、取締役会への出席回数は16回であります。また監査役は、会計監査人・内部監査室等の内部統制に係る機関・組織と必要に応じて定期的に情報交換を行っております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社の企業価値は、単なる短期的利潤の追求に留まらず企業の社会的責務をも重視しつつ事業展開を図るという当社の日々の企業活動の結果として生み出されたものであり、これにより、当社の様々なステークホルダーへの還元が実行されるに至っているものと認識しております。

そこで、当社取締役会といたしましては、今後将来にわたり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上していくためには、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は（1）短期的な視野に偏ることなく、中長期的な視野から経営を行い、適法かつ適正な利益を追求する、（2）企業の社会的責務を十分に尊重し、株主はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員などすべてのステークホルダーの利益との関係基盤が企業価値を生み出す源泉である、これらの点を十分に理解する者であることが必要不可欠であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の支配の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させるため、以下のとおり、買収防衛策としての情報開示ルールを導入しています。

イ 情報開示ルールの内容

(イ) 大規模買付行為の定義

当社株式等を買い付ける者のうち、情報開示ルールの対象となる者は、(a) 当事者を含む株主グループの議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、又は、(b) 当該買付の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為を行おうとする者です。

(ロ) 大規模買付者による必要事項の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、情報開示ルールを尊重する旨を記した意向表明書をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するために必要と考える情報（以下これらを「必要情報」といいます。）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分でないと考えた場合、大規模買付者に対して、再度、情報の提供を要請します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び当社取締役会に必要情報が提出された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

(a) 大規模買付者グループの概要
(b) 大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容
(c) 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
(d) 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値又は株主共同の利益を低下させるものではないかを判断するために必要かつ十分な情報

（ハ）当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して90日以内の期間（ただし、取締役会は、必要がある場合には、この期間を30日を上限として延長することができます。延長する場合は、延長期間と延長理由を開示します。）（以下「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が、分析検討期間を原則として90日と定めているのは、当社の営む事業が、ゴルフ場関連事業という多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、及び葬祭関連事業（子会社）という公共性が高く、その動向が地域社会に大きな影響を与える事業であること等から、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

（ニ）大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為者は、分析検討期間の経過後にのみ開始することができるものとします。

（ホ）情報開示ルールの適用外

当社取締役会は、上記（ハ）の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には、以後情報開示ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

ロ 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（イ）大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が情報開示ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び定款のもとで可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

（ロ）大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が情報開示ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（買収目的や経営方針・事業計画等からみて企業価値を著しく損なうことが明白である

もの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果企業価値を著しく損なうものなど。）には、前記（イ）と同様の対抗措置を発動することがあります。

（ハ）当社取締役会による意見表明

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動しない場合でも、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が不合理であると疑う場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に劣ると疑う場合その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑う場合には、その旨の意見表明を行い、前記方針及び計画を適切な時期に開示し、株主の皆様のご判断を仰ぎます。

ハ 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けます。

なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、前記第②項第イ号（ハ）に定める分析検討期間内に含まれます。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記②の取組み（以下、「本取組み」といいます。）は、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

イ 本取組みは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

ロ 当社が提案する取締役選任議案を通じて、本ルールの継続に関して株主の皆様のご信任を得ることとしております。

ハ 本取組みに基づき対抗措置を発動するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために必要があるときは、当社取締役会から独立した組織として設置される委員会に対抗措置の発動の適否を諮問し、勧告を受けるものとし、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行うこととしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
【資産の部】	
流動資産	**20,976**
現金及び預金	11,542
受取手形及び売掛金	6,672
商品及び製品	498
仕掛品	524
原材料及び貯蔵品	184
繰延税金資産	63
その他	1,614
貸倒引当金	△122
固定資産	**60,846**
有形固定資産	**46,774**
建物及び構築物	20,258
機械装置及び運搬具	5,427
土地	16,549
リース資産	408
工具器具及び備品	3,755
その他	374
無形固定資産	**1,243**
投資その他の資産	**12,828**
投資有価証券	7,213
長期貸付金	1,584
退職給付に係る資産	140
その他	4,352
貸倒引当金	△462
繰延資産	**118**
資産合計	**81,941**

科　目	金　額
【負債の部】	
流動負債	**14,479**
支払手形及び買掛金	2,335
短期借入金	2,450
1年内返済予定の長期借入金	3,805
1年内償還予定の社債	1,704
未払法人税等	679
賞与引当金	313
返品調整引当金	24
その他	3,166
固定負債	**24,775**
社債	4,160
長期借入金	15,768
リース債務	308
繰延税金負債	1,794
再評価に係る繰延税金負債	473
役員退職慰労引当金	171
退職給付に係る負債	24
その他	2,075
負債合計	**39,254**
【純資産の部】	
株主資本	**23,580**
資本金	**4,000**
利益剰余金	**19,586**
自己株式	**△5**
その他の包括利益累計額	**585**
その他有価証券評価差額金	1,309
土地再評価差額金	△640
為替換算調整勘定	△83
非支配株主持分	**18,519**
純資産合計	**42,686**
負債純資産合計	**81,941**

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目		金　額
売上高		**34,892**
売上原価		**23,645**
売上総利益		**11,246**
販売費及び一般管理費		**8,684**
営業利益		**2,561**
営業外収益		
受取利息配当金	95	
受取賃貸料	107	
作業くず売却益	80	
その他	114	**397**
営業外費用		
支払利息	258	
賃貸費用	123	
持分法による投資損失	100	
貸倒引当金繰入額	191	
その他	218	**892**
経常利益		**2,066**
特別利益		
固定資産売却益	146	
貸倒引当金戻入額	665	
その他	3	**815**
特別損失		
固定資産除却損	124	
投資有価証券評価損	945	
その他	64	**1,135**
税金等調整前当期純利益		**1,746**
法人税、住民税及び事業税	1,008	
法人税等調整額	237	**1,245**
当期純利益		**500**
非支配株主に帰属する当期純利益		971
親会社株主に帰属する当期純損失		**△471**

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,000	20,057	△5	24,052
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失		△471		△471
自己株式の取得			△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	△471	△0	△471
当期末残高	4,000	19,586	△5	23,580

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	870	△640	△67	162	17,810	42,025
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△471
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	438		△15	422	709	1,132
当期変動額合計	438	－	△15	422	709	661
当期末残高	1,309	△640	△83	585	18,519	42,686

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

（1）連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数　９社

・主要な連結子会社の名称　廣済堂あかつき㈱
㈱廣済堂出版
東京博善㈱

②非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　PT. KOSAIDO HR INDONESIA

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　１社

・主要な会社の名称　㈱金羊社

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社の名称　PT. KOSAIDO HR INDONESIA

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響に重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、威海廣済堂京友包装有限公司、KOSAIDO HR VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4)会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

・その他有価証券

時価のあるもの　主として連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
ただし、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し評価差額は損益に計上しております。

時価のないもの　主として移動平均法による原価法

(ロ)デリバティブ　時価法

(ハ)棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、原材料、貯蔵品　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・製品、仕掛品　主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、コース勘定に関しては、減価償却を行っておりません。

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。

(ハ)リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
(ロ)賞与引当金	当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
(ハ)役員退職慰労引当金	一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支払に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
(ニ)返品調整引当金	出版物の返品による損失に備えるため、返品実績率に基づいて計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法	金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金の利息
(ハ)ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
(ニ)ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑥のれんの償却に関する事項　5年間で均等償却しております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。また、棚卸資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しており、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産「その他」として計上し、法人税法の規定する期間にわたり償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「作業くず売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「作業くず売却益」は88百万円であります。

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「持分法による投資損失」は12百万円であります。

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「貸倒引当金繰入額」は69百万円であります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社の連結子会社である東京博善㈱は、従来、保有する機械装置（火葬炉）の耐用年数を６年として減価償却を行ってきましたが、当連結会計年度において、四ツ木斎場建て替えを契機に、耐用年数の見直しを行いました。その結果、機械装置（火葬炉）の使用実態をより適切に反映し、実態に即した減価償却計算を行うため、耐用年数を16年に見直し将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ312百万円増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産

建物及び構築物	10,320百万円
機械装置及び運搬具	442百万円
土地	4,392百万円
投資有価証券	2,313百万円
計	17,468百万円

上記に対応する債務

短期借入金	1,575百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,755百万円
長期借入金	13,918百万円
計	18,248百万円

（２）有形固定資産の減価償却累計額　39,512百万円

（3）当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価ならびに第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日　平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△513百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	24,922千株	－千株	－千株	24,922千株

（2）配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入等による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価額の変動リスクに晒されておりますが、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

また、デリバティブが組み込まれた金融商品等の投資有価証券は、債券等の市場価格及び為替変動リスクに晒されております。なお、当社ではデリバティブ取引を信用度の高い金融機関等と行っており、取引相手方の契約不履行により生じる信用リスクは極めて少ないと認識しております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品でありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクを内包しておりますため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引等に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資等に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、主に長期については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）のヘッジ手段も利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従って行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	11,542	11,542	−
②受取手形及び売掛金	6,672	6,672	−
③投資有価証券(※1)	5,041	4,866	△174
④長期貸付金	1,673		
貸倒引当金(※2)	△173		
	1,500	1,476	△24
⑤投資その他の資産その他(長期性預金)	500	506	6
資産計	25,256	25,063	△193
⑥支払手形及び買掛金	2,335	2,335	−
⑦短期借入金	2,450	2,450	−
⑧社債	5,864	5,694	△169
⑨長期借入金	19,573	19,300	△273
⑩固定負債その他(預り入会金)	573	573	△0
負債計	30,797	30,354	△443

(※1)組込デリバティブの時価を合理的に区分して測定することができない複合金融商品が含まれております。
(※2)長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、ならびに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

④長期貸付金
　長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスクの区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。なお、1年内回収予定の長期貸付金を含めております。
⑤長期性預金
　長期性預金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価額によっております。
⑥支払手形及び買掛金、ならびに⑦短期借入金
　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑧社債
　社債の時価については、長期借入金と同方法によっております。なお、金利スワップは行っておりません。また、1年内償還予定の社債を含めております。
⑨長期借入金
　長期借入金の時価については、当社は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めております。
⑩預り入会金
　預り入会金の時価については、長期借入金と同方法によっております。
デリバティブ取引
イ．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

区分	種類	契約額等（百万円）	契約金額等のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外取引	複合金融商品	200	200	141	27

(注) 1．時価の算定方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
　　2．組込デリバティブについて、時価の算定を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。
　　3．複合金融商品の契約額等には、額面金額を記載しております。

ロ．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関係

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	3,100	2,460

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2)非上場株式等（連結貸借対照表計上額　2,172百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額　969円99銭
(2)1株当たり当期純利益　△18円92銭

8. 重要な後発事象に関する注記

（資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分）

当社は、平成29年５月15日及び平成29年５月31日の取締役会において、平成29年６月29日開催予定の第53回定時株主総会に、資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

１．資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

当社は、誠に遺憾ながら、平成29年３月期決算において当期純損失を計上し、その結果、繰越利益剰余金の欠損額△2,823,418,971円を計上するに至っております。つきましては、繰越利益剰余金の欠損額を解消し財務体質の健全化を図るとともに、株主還元の実現を含む機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び利益準備金の額の減少を行い、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

また、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えた上で、増加するその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるとともに、上記のとおり利益準備金の減少により増加した繰越利益剰余金とを併せ、これにより繰越利益剰余金の欠損額を全額解消するものであります。

2．資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の内容

（1）資本金及び利益準備金の額の減少の内容

① 減少する資本金及び利益準備金の額

資本金につきましては、会社法第447条第１項の規定に基づき、平成29年３月31日現在の資本金の額4,000,000,000円のうち3,000,000,000円を減少させ、その減少額全額を「その他資本剰余金」に振り替え、減少後の資本金の額を1,000,000,000円といたします。

また、利益準備金につきましては、会社法第448条第１項の規定に基づき、平成29年３月31日現在の利益準備金の額29,897,589円全額を減少させ、その減少額全額を「繰越利益剰余金」に振り替えます。

② 資本金及び利益準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び利益準備金の額のみを減少いたします。

（2）剰余金の処分の内容

上記（1）の資本金の額の減少の効力発生を条件に、会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、資本金の額の減少により発生する「その他資本剰余金」のうち2,793,521,382円を処分し「繰越利益剰余金」に振り替え、欠損填補するものであります。

① 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金　　2,793,521,382円

② 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金　　2,793,521,382円

3．日程

（1）取締役会決議日	平成29年５月15日
（2）取締役会決議日（議案の内容変更）	平成29年５月31日
（3）定時株主総会決議日	平成29年６月29日（予定）
（4）債権者異議申述催告公告日	平成29年６月30日（予定）
（5）債権者異議申述催告最終期日	平成29年７月31日（予定）
（6）効力発生日	平成29年８月１日（予定）

9. その他の注記

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

計 算 書 類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
【資産の部】	
流動資産	**12,475**
現金及び預金	5,004
受取手形	520
電子記録債権	916
売掛金	4,493
商品及び製品	19
仕掛品	355
原材料及び貯蔵品	46
前渡金	184
前払費用	142
その他	903
貸倒引当金	△110
固定資産	**30,354**
有形固定資産	**13,533**
建物	4,612
構築物	62
機械及び装置	925
車両運搬具	8
工具器具及び備品	735
土地	6,817
リース資産	371
無形固定資産	**1,047**
投資その他の資産	**15,774**
投資有価証券	3,614
関係会社株式	9,279
長期貸付金	548
長期前払費用	2,049
その他	707
貸倒引当金	△424
繰延資産	**117**
資産合計	**42,947**

科　目	金　額
【負債の部】	
流動負債	**11,700**
支払手形	116
買掛金	2,054
短期借入金	2,300
1年内返済予定の長期借入金	3,145
1年内償還予定の社債	1,680
リース債務	192
未払金	1,392
未払法人税等	81
未払消費税等	146
賞与引当金	221
その他	370
固定負債	**29,429**
社債	4,160
長期借入金	22,233
リース債務	284
長期未払金	1,210
繰延税金負債	554
再評価に係る繰延税金負債	473
債務保証損失引当金	302
その他	212
負債合計	**41,130**
【純資産の部】	
株主資本	**1,201**
資本金	**4,000**
利益剰余金	**△2,793**
利益準備金	29
その他利益剰余金	△2,823
繰越利益剰余金	△2,823
自己株式	**△5**
評価・換算差額等	**615**
その他有価証券評価差額金	1,256
土地再評価差額金	△640
純資産合計	**1,817**
負債純資産合計	**42,947**

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**24,329**
売上原価		**17,931**
売上総利益		**6,397**
販売費及び一般管理費		**6,255**
営業利益		**142**
営業外収益		
受取利息及び配当金	471	
受取賃貸料	160	
その他	180	**811**
営業外費用		
支払利息	342	
賃貸費用	123	
貸倒引当金繰入額	191	
債務保証損失引当金繰入額	196	
その他	169	**1,023**
経常損失		**△69**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	3	**4**
特別損失		
固定資産除却損	119	
投資有価証券評価損	918	
関係会社株式評価損	2,405	**3,443**
税引前当期純損失		**△3,508**
法人税、住民税及び事業税		25
当期純損失		**△3,533**

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	4,000	29	709	739	△5	4,734
当期変動額						
当期純損失			△3,533	△3,533		△3,533
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	△3,533	△3,533	△0	△3,533
当期末残高	4,000	29	△2,823	△2,793	△5	1,201

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	874	△640	234	4,968
当期変動額				
当期純損失				△3,533
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	381		381	381
当期変動額合計	381	－	381	△3,151
当期末残高	1,256	△640	615	1,817

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
・子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
・その他有価証券	
時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ただし、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し評価差額は損益に計上しております。
時価のないもの	移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品、仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 （リース資産を除く）	定額法によっております。
②無形固定資産 （リース資産を除く）	
・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
・その他の無形固定資産	定額法によっております。
③リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用　定額法によっております。

(3)繰延資産の処理方法

社債発行費　償還期限内で均等償却しております。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の、当期に負担する額を計上しております。

③債務保証損失引当金　関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5)その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は905百万円であります。

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「前渡金」は65百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「貸倒引当金繰入額」は28百万円であります。

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「債務保証損失引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「債務保証損失引当金繰入額」は106百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産

建物	2,229百万円
構築物	19百万円
機械及び装置	442百万円
土地	3,486百万円
投資有価証券	2,313百万円
関係会社株式	6,541百万円
計	15,032百万円

上記に係る債務

短期借入金	1,575百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,155百万円
長期借入金	20,668百万円
計	24,398百万円

（2）有形固定資産の減価償却累計額　20,187百万円

（3）保証債務

下記の会社の金融機関からの社債及び借入に対し保証を行っております。

㈱廣済堂出版	524百万円
廣済堂あかつき㈱	495百万円

（4）土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第4号に定める路線価に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△513百万円

（5）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,284百万円
長期金銭債権	276百万円
短期金銭債務	37百万円
長期金銭債務	9,000百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	877百万円
仕入高	281百万円
販売費及び一般管理費	72百万円
営業取引以外の取引高	358百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,546株	160株	－株	8,706株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	東京博善㈱	所有 直接 61.4%	資金の借入 役員の兼任	利息の支払 借入金に対する担保提供	93 6,541	長期借入金 －	9,000 －
子会社	㈱廣済堂出版	所有 直接 100%	役員の兼任	債務保証	524	－	－
子会社	廣済堂あかつき㈱	所有 直接 100%	役員の兼任	債務保証	495	－	－
子会社	㈱医療情報基盤	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 資金の回収	285 964	短期貸付金	－

取引条件及び取引条件決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、決定しております。
なお担保は受け入れておりません。

(注2) 資金の借入については、市場金利を勘案し、決定しております。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(注4) 借入金に対する担保提供は、期末残高の金額であります。

(注5) 対象子会社の銀行借入につき債務保証を行ったものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額	72円93銭
（2）1株当たり当期純利益	△141円82銭

9. 重要な後発事象に関する注記

（資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分）

当社は、平成29年５月15日及び平成29年５月31日の取締役会において、平成29年６月29日開催予定の第53回定時株主総会に、資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

１．資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

当社は、誠に遺憾ながら、平成29年３月期決算において当期純損失を計上し、その結果、繰越利益剰余金の欠損額△2,823,418,971円を計上するに至っております。つきましては、繰越利益剰余金の欠損額を解消し財務体質の健全化を図るとともに、株主還元の実現を含む機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び利益準備金の額の減少を行い、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

また、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えた上で、増加するその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えるとともに、上記のとおり利益準備金の減少により増加した繰越利益剰余金とを併せ、これにより繰越利益剰余金の欠損額を全額解消するものであります。

２．資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の内容

（１）資本金及び利益準備金の額の減少の内容

①　減少する資本金及び利益準備金の額

資本金につきましては、会社法第447条第１項の規定に基づき、平成29年３月31日現在の資本金の額4,000,000,000円のうち3,000,000,000円を減少させ、その減少額全額を「その他資本剰余金」に振り替え、減少後の資本金の額を1,000,000,000円といたします。

また、利益準備金につきましては、会社法第448条第１項の規定に基づき、平成29年３月31日現在の利益準備金の額29,897,589円全額を減少させ、その減少額全額を「繰越利益剰余金」に振り替えます。

②　資本金及び利益準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び利益準備金の額のみを減少いたします。

（2）剰余金の処分の内容

上記（1）の資本金の額の減少の効力発生を条件に、会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、資本金の額の減少により発生する「その他資本剰余金」のうち2,793,521,382円を処分し「繰越利益剰余金」に振り替え、欠損填補するものであります。

① 減少する剰余金の項目及び額
その他資本剰余金　　2,793,521,382円

② 増加する剰余金の項目及び額
繰越利益剰余金　　2,793,521,382円

3．日程

（1）取締役会決議日	平成29年５月15日
（2）取締役会決議日（議案の内容変更）	平成29年５月31日
（3）定時株主総会決議日	平成29年６月29日（予定）
（4）債権者異議申述催告公告日	平成29年６月30日（予定）
（5）債権者異議申述催告最終期日	平成29年７月31日（予定）
（6）効力発生日	平成29年８月１日（予定）

10. その他の注記

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月16日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　宇佐美　浩　一　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　武　田　　茂　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社廣済堂の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社廣済堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
連結注記表「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成29年5月15日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第53回定時株主総会に、資本金の額の減少等を付議することを決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　宇佐美　浩　一　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　武　田　　茂　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社廣済堂の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第５３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
個別注記表「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成29年5月15日開催の取締役会において、平成29年6月29日開催予定の第53回定時株主総会に、資本金の額の減少等を付議することを決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株式会社廣済堂　監査役会

常勤監査役　中井　章　㊞

社外監査役　中辻一夫　㊞

社外監査役　円谷智彦　㊞

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本金及び利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

当社は、現在生じております繰越利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化を図るとともに、株主還元の実現を含む機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づき、資本金及び利益準備金の額を減少し、それぞれその他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当します。

なお、本議案は発行済株式総数を変更するものではなく、資本金及び利益準備金の額のみ減少いたしますので、株主の皆さまのご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、資本金及び利益準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、１株あたりの純資産額に変更を生じるものではございません。

１．資本金及び利益準備金の額の減少

①資本金の額の減少

会社法第447条第１項の規定に基づき、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えます。

減少する資本金の額	3,000,000,000円
増加するその他資本剰余金の額	3,000,000,000円
資本金の額の減少の効力発生日	平成29年8月1日（予定）

②利益準備金の額の減少

会社法第448条第１項の規定に基づき、利益準備金の額を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えます。

減少する利益準備金の額	29,897,589円
増加する繰越利益剰余金の額	29,897,589円
利益準備金の額の減少の効力発生日	平成29年8月1日（予定）

2．剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少に伴い増加するその他資本剰余金の一部を減少させ、繰越利益剰余金の欠損填補に充当します。

減少する剰余金の項目及び額	その他資本剰余金　2,793,521,382円

増加する剰余金の項目及び額	繰越利益剰余金　2,793,521,382円

第２号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役７名全員が任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を受け決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

（注）候補者　浅野健氏は当社が株式の38.9％を保有する株式会社金羊社の代表取締役会長であり、当社は同社との間に印刷等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 1



生年月日
昭和23年９月30日
所有する当社の株式数
16,150株
取締役会への出席状況
１６回／１６回（100％）

浅野（あさの）　健（けん）　再任

昭和47年 ４月　㈱金羊社入社
平成 ５年 ６月　同社代表取締役社長
平成26年 ６月　当社社外取締役
平成28年 ６月　㈱金羊社代表取締役会長（現任）
平成28年 ６月　当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

㈱金羊社代表取締役会長、東京博善㈱ 取締役、印刷工業会副会長、（一社）日本印刷産業連合会副会長

取締役候補者とした理由

浅野健氏につきましては、平成26年より当社の社外取締役として取締役会で積極的に発言し、経営の重要項目の決定及び業務執行に対する監督など重要な役割を果たしてきました。経営に関しては、平成５年に株式会社金羊社の代表取締役に就任、以来同社の経営課題に取組み、豊富な経験、能力、経営者としてのバランス感覚等を兼ね備えており、平成28年6月からは当社代表取締役としてその経営手腕を発揮しております。また、公益社団法人日本印刷技術協会会長、一般社団法人日本印刷産業連合会副会長、印刷工業会副会長を歴任しており業界内外での人望も厚いことから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2



生年月日
昭和30年５月９日
所有する当社の株式数
1,800株
取締役会への出席状況
１２回／１２回（100%）

芦田正明（あしだ まさあき）

再任

昭和56年 ３月　㈱関西廣済堂（現・㈱廣済堂）入社
平成 ９年 ６月　同社取締役製造部長
平成11年10月　当社執行役員大阪事業部営業本部長
平成22年 ６月　上席執行役員東京印刷事業ｲﾆｼｱﾃｨﾌﾞ統括ﾃﾞｨﾚｸﾀｰ
平成28年 ６月　取締役印刷関連事業統括兼ﾌﾚｷｿ印刷事業部長、出版関係会社管掌
平成29年 ４月　取締役　印刷関連事業統括（情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ除く）出版関係会社管掌（現任）

取締役候補者とした理由

芦田正明氏につきましては、昭和56年の入社以来 印刷事業に携わり、営業部門、製造部門、事業部門の責任者を歴任、近年は印刷関連事業の統括責任者として業績を回復させるなど、印刷事業を担うリーダーに相応しい経験と実績を有しており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3



生年月日
昭和32年８月17日
所有する当社の株式数
962株
取締役会への出席状況
１２回／１２回（100%）

坂本純一（さかもと じゅんいち）

再任

昭和56年 ３月　当社入社
平成13年 ４月　出版営業本部出版営業第二部長
平成19年12月　東京事業部営業本部副本部長
平成22年 ５月　執行役員東京出版営業ﾕﾆｯﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ
平成24年 ４月　上席執行役員情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ事業本部長
平成28年 ６月　取締役　情報ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

坂本純一氏につきましては、昭和56年の入社以来 印刷事業に携わり、営業部門、事業部門の責任者として豊富な経験と実績、幅広い知識を有しており、印刷事業部門の強化に適任と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

土井常由（どい つねよし）

再任



生年月日
昭和29年11月25日
所有する当社の株式数
2,612株
取締役会への出席状況
１２回／１２回（100%）

昭和53年 4月　三井物産㈱入社
平成23年11月　三井石油㈱代表取締役社長
平成27年 1月　当社入社　経営企画部長
平成28年 4月　上席執行役員　経営企画部長、その他関係会社管掌
平成28年 6月　取締役　経営企画部長、経理財務担当、その他関係会社管掌
平成29年 4月　取締役　経営企画、財務本部担当、その他関係会社管掌
（現任）

重要な兼職の状況
廣済堂あかつき㈱ 代表取締役、㈱廣済堂出版 取締役

取締役候補者とした理由
土井常由氏につきましては、三井物産株式会社 石油事業統括部長、三井石油株式会社 代表取締役社長を経て、平成27年に当社へ入社し平成28年度は経営企画、経理財務を担当。海外勤務を含む豊富な経験と実績、幅広い知識で当社の経営改革の推進をリードしており、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

根岸千尋（ねぎし ちひろ）

新任



生年月日
昭和43年11月２日
所有する当社の株式数
391株
取締役会への出席状況
－回／－回（－%）

平成20年 1月　㈱パソナフォーチュン入社
同社経営管理室長 兼 エグゼクティブサーチ室長
平成21年10月　当社入社　情報イニシアティブ 上席スタッフ
平成27年 4月　HC事業部　人材ﾋﾞｼﾞﾈｽ本部　執行役員 本部長
平成29年 4月　HRS事業部　上席執行役員 事業部長
兼 ソリューション本部長（現任）

重要な兼職の状況
㈱廣済堂ビジネスサポート 取締役、KOSAIDO HR VIETNAM 代表取締役社長、㈱金羊社 社外取締役

取締役候補者とした理由
根岸千尋氏につきましては、人材ビジネス業界において豊富な経験を有しており、国内既存事業の拡大、及び海外における新たな需要の創造に実績があります。今後の企業価値向上に必要な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

藤田弘道（ふじた ひろみち）

社外　再任



昭和28年 4月　凸版印刷㈱入社
昭和55年 8月　同社取締役
平成 3年 6月　同社代表取締役社長
平成 9年 6月　当社取締役（現任）
平成12年 6月　凸版印刷㈱代表取締役会長
平成20年 6月　同社相談役
平成28年 6月　同社名誉顧問（現任）

生年月日
昭和３年３月21日
所有する当社の株式数
0株
取締役会への出席状況
１４回／１６回（88%）

社外取締役候補者に関する特記事項
藤田弘道氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって20年となります。

社外取締役候補者とした理由
藤田弘道氏につきましては、凸版印刷株式会社名誉顧問として、業界トップ企業の経営者の実績・見識は高く評価されています。平成9年からは当社の社外取締役として取締役会で積極的に発言し、経営の重要項目の決定及び業務執行に対する監督など重要な役割を果たしていただいており、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

責任限定契約の内容の概要
当社は、藤田弘道氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。本総会において原案どおり選任されますと、藤田弘道氏とは当該責任限定契約を継続されます。

候補者番号 7

西田博（にしだ ひろし）

社外　再任



昭和52年 4月　法務省入省
平成14年 4月　盛岡少年刑務所長
平成25年 1月　法務省矯正局長
平成26年12月　法務省退官
平成27年 2月　当社顧問（業務委託契約）
平成28年 6月　当社取締役（現任）
平成29年 4月　飛島建設㈱顧問（現任）

生年月日
昭和29年３月18日
所有する当社の株式数
0株
取締役会への出席状況
１２回／１２回（100%）

社外取締役候補者に関する特記事項
西田博氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

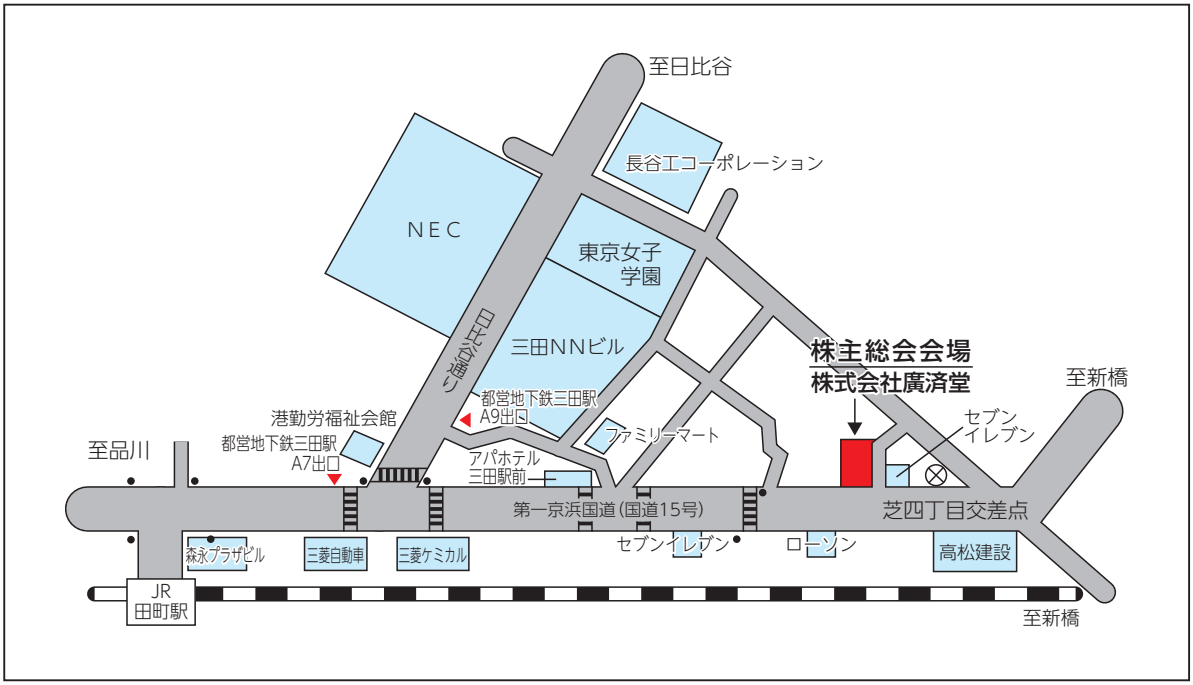
社外取締役候補者とした理由
西田博氏につきましては、法務省入省後盛岡、少年刑務所長、法務省矯正局長を歴任し、平成27年より当社非常勤顧問、平成28年6月より社外取締役として、経営全般の支援をいただいています。同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

責任限定契約の内容の概要
当社は、西田博氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。本総会において原案どおり選任されますと、西田博氏とは当該責任限定契約を継続されます。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区芝四丁目6番12号
株式会社廣済堂　本社　会議室
電話　(03) 3453－0550



＜最寄り駅＞

①都営地下鉄線　三田駅
・都営三田線ご利用の場合　A9出口より　徒歩 約6分
・都営浅草線ご利用の場合　A7出口より　徒歩 約8分

②JR山手線・京浜東北線　田町駅　ご利用の場合
西口（三田口）より　徒歩 約10分
（お車でのご来場はご遠慮ください）

・株主総会当日のお土産はお配りしておりません。
・定時株主総会終了後お届けしておりました「報告書」及び「定時株主総会決議ご通知」は今年度より発送を取りやめさせていただきます。なお、「報告書」は本招集ご通知と統合し、「定時株主総会決議ご通知」は当社ホームページに掲載いたします。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
・株主優待は、本招集ご通知に同封しておりますので、ご確認ください。